

重要事項説明書

令和5年4月1日 改訂版

○相談窓口

職 種 生活相談員

○通所介護の内容

- ・ご利用日 毎 週 曜 日
- ・ご利用時間 午前9時00分～午後4時30分
- ・ご利用場所 勝山市片瀬第15号22番地 さつき苑デイサービスセンター
- ・ご利用可能設備等 食 堂 81.14㎡
機能訓練室 13.98㎡
浴 室 (普通浴槽・特殊浴槽)
相 談 室・医 務 室・静 養 室
送 迎 車 3 台
- ・サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎・食事の提供・入浴介助
機能訓練・その他・必要な介護等を行います。
- ・ご利用の定員 1日にサービスを提供する定員 25名

○さつき苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	さつき苑デイサービスセンター
所 在 地	福井県勝山市片瀬第15号22番地
介護保険指定番号	通所介護 1870600010
サービス提供対象地域	勝山市

(2) 同センター職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	施設管理者
生 活 相 談 員	1 名以上	生活全般窓口
機能訓練指導員	1 名以上	身体機能の維持や自立支援に向けての機能訓練
介 護 職 員	4 名以上	食事・排泄・入浴等の介護全般
看 護 職 員	1 名以上	健康チェック
調 理 員	業務委託	昼食、おやつ等調理全般
運 転 手	1 名以上	利用者の送迎
管 理 栄 養 士	1 名以上	献立作成、栄養マネジメント

(3) 同センター設備の概要

食 堂	1 室 8 1 . 1 4 m ²	機能訓練室	1 3 . 9 8 m ²
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽 があります	相 談 室	1 室
医 務 室	1 室		
静 養 室	1 室	送 迎 車	3 台

(4) 営業時間

月 ～ 金	午前 9 時～午後 4 時半
年 末 年 始	1 2 月 2 9 日～1 月 3 日 休業

(5) 第三者評価の実施

第三者評価の実施	有 ・ <u>無</u>
----------	--------------

○サービス内容

- (1) 送 迎 利用者居宅とセンター間の送迎を、リフト車等を使用して行います。
- (2) 食 事 介護状態に応じた食事を提供いたします。必要に応じて食事介助を行います。
- (3) 入 浴 介護状態に応じて、一般浴、特殊浴、シャワー浴、清拭等を行います。
- (4) 機能訓練 身体機能の維持や自立支援に向けて機能訓練を行います。
- (5) 生活相談 介護サービスを含め日常生活全般に関する悩み、疑問等に対し相談できます。
- (6) レクリエーション 心身維持能や生きがい活動としてレクリエーション活動を行います。活動の一部では、自己負担があります。
- (7) 栄養マネジメント 栄養アセスメントを実施し、栄養ケア計画を作成し、改善サービスを提供して、定期的に評価を行います。

○料 金

別紙料金表のとおり

○利用料の支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内に事業者が指定する方法で、お支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。
お支払い方法は、口座自動振替、銀行振込、現金の中から、選んで下さい。

○サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ※この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが事業廃止した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

○健康上の理由による中止

- ・風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または、中止することがあります。必要な場合は、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○事故発生の防止および発生時の対応

- ・事故が発生した場合の対応および報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備します。
- ・事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- ・事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行います。
- ・利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
- ・利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

・緊急連絡先

	第 1 順 位	第 2 順 位
氏 名		
住 所		
携帯電話番号		
電 話 番 号		
続 柄		

・主治医

病院・診療所名	
医 師 氏 名	
電 話 番 号	

○非常災害対策

万が一の火災を想定した、通報・消火・避難の訓練を防災訓練計画に沿って年2回行います。

その際は、掲示してある避難経路図を閲覧し、防火管理者の指示に従っていただきます。

○サービス内容に関する苦情

当センターご利用相談・苦情窓口

電話番号	：	(0779) 87-7711
担当部署	：	デイサービス生活相談員
受付時間	：	月曜日～金曜日 9：00～17：00

当センター以外に、市・県の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

勝山市	：	福祉健康センター「すこやか」介護福祉グループ (0779) 88-1111
		福井県国民健康保険団体連合会 (0776) 57-1614

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者（代理人・家族）に対して、契約者、契約書別紙および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福井県勝山市片瀬第15号22番地

名称 社会福祉法人 勝山幸寿会

説明者 さつき苑デイサービスセンター
生活相談員

以上、契約書、および本書面により、事業者から通所介護サービス利用についての重要な事項の説明を受けました。私は、通所介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名 印

(代理人・家族) 住所

氏名 印

(続柄)

さつき苑デイサービス 利用料金表 【通所介護】

令和8年 6月～

1. 基本利用料(1割負担の場合)

所要時間	1日あたりの利用料				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上	658	777	900	1,023	1,148
8時間未満	円	円	円	円	円

2. 介護給付サービス加算(1割負担の場合)

入浴介助加算(Ⅰ)	40円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数の12.0%
科学的介護推進体制加算	40円/月

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、上記の負担割合が2割又は3割となります。

※介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用の場合、超過分が全額利用者負担となります。

3. 介護給付サービス減算

送迎を実施しない場合(片道)	-47円 /回
----------------	---------

4. 介護保険給付対象サービスの額の変更

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

5. 介護給付対象以外の利用料

(1) 食費[食材料費・調理費用]

1食あたり 880円(おやつ代を含む)

(2) その他

- ・利用者の希望によって、レクリエーション活動や行事に必要なもの等を事業所が提供した材料費等の費用

実費分

- ・通常の事業実施地域(勝山市内)を超えて行う指定通所介護サービスに要する交通費は通常の事業実施地域(勝山市内)との境界から1km当たり20円とする

※その他の項の支払いを受ける場合には、利用者、家族に事前に内容や費用の説明をした上で同意を得ます。

6. キャンセル規定

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ・ご利用日の当日 午前8時までにご連絡いただいた場合 無料
- ・ご利用日の当日 午前8時までにご連絡がなかった場合 食材費の50%